

付録三—I B—I 特定の車両及び車両の部品に関する規定

第一節 供給者による宣誓

日本国における供給者は、第八四・〇七項、第八四・〇八項及び第八七・〇一項から第八七・〇八項までの各項の產品の日本国における生産者に対し当該產品の原產品としての資格を決定するために必要な情報を提供する場合には、供給者による宣誓によることができる。

第二節 車両及び車両の部品についての品目別原産地規則に関する暫定的な閾値

1 この節の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の一月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の二月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

2 第八七・〇三項の車両について、各締約国は、次の規則を適用する。

MaxNOM五十五パーセント (EX)	一年目から二年目の末日まで	三年目から五年目の末日まで	六年目の初日から
MaxNOM五十パーセント (EXW)			
MaxNOM四十五パーセント (EX)			

<u>W) 又は RVC五十パーセント (FOB)</u>	<u>又は RVC五十五パーセント (FOB)</u>	<u>W) 又は RVC六十パーセント (FOB)</u>
-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

3 (a) から(d)までの表に定める暫定的な閾値は、一方の締約国から他方の締約国に直接輸出される產品について適用するものとし、輸出締約国において完成品である車両に材料として組み込まれた產品については、適用しない。

(a) 第八四・〇七項及び第八四・〇八項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

<u>一年目から二年目の末日まで</u>	<u>三年目の初日から</u>
<u>MaxNOM六十パーセント (EXW) 又は RVC四十五パーセント (FOB)</u>	<u>MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)</u>

(b) 第八七・〇六項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

<u>一年目から四年日の末日まで</u>	<u>五年日の初日から</u>
<u>MaxNOM五十五パーセント (EXW) 又は RVC五十パーセント (FOB)</u>	<u>MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)</u>

(c) 第八七・〇七項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から四年目の末日まで	五年目の初日から
M a x N O M 五十五パーセント (E X W) 又は R V C 五十パーセント (F O B)	M a x N O M 四十五パーセント (E X W) 又は R V C 六十パーセント (F O B)

(d) 第八七・〇八項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から二年目の末日まで	三年目の初日から
C T H、 M a x N O M 六十パーセント (E X W) 又は R V C 四十五パーセント (F O B)	C T H、 M a x N O M 五十パーセント (E X W) 又は R V C 五十五パーセント (F O B)

4 1から3までの規定にかかわらず、この協定が二千二十一年一月一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、両締約国は、この協定が二千二十一年一月一日に効力を生じたものとして当該いずれかの日か

らこの節の規定を適用する。

第三節 特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則の適用

用

1 第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車に適用される附属書三一B表二欄に定める品目別原産地規則の要件を満たすに当たり、当該自動車の生産において使用される次の表(i)欄に掲げる材料であつて、次のいずれかの要件を満たすものについては、締約国の原産材料とみなす。

- (a) 当該材料に適用される附属書三一B表二欄に定める品目別原産地規則の要件を満たすこと。
- (b) 次の表(ii)欄に定める生産工程（当該材料に関するもの）が当該締約国において行われること。

表

(i) 欄	(ii) 欄
<small>二千十七年に改正された 統一システムに基づく分類 (特定の品名の記載を含む。) (注) 注 この(i)欄において材料について の特定の品名の記載を含む場合に</small>	関連する生産工程

は、(ii)欄に定める関連する生産工程は、当該材料についてのみ適用する。

七〇〇七・一一

七〇〇七・一二

八七〇七・一〇

第八七〇三・二二号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ(注)

注 この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部品の組立てを含み、次のものの構造の中の組立てを除く。

エンジン
シャシの部分組立品及びト
リム(ガラス、腰掛け、椅子
張り用品、電子部品等)
可動部品(ドア、トラン
ク、ボンネット及びフェン
ダード)

非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。

非原産材料の焼戻し。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。

第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項の非原産である鉄鋼製の半製品の
产品からの生産(注)

注 関連する生産工程の基準を適用するため、
(a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合
には、鉄鋼製のものでなければならない。

A.ピラー、B.ピラー及びC.ピラー又はこれらに相当する部品
サイドメンバー又はこれに相当する部品
クロスメンバー又はこれに相当する部品
フロアサイドレール又はこれに相当する部品
サイドパネル又はこれに相当する部品
ルーフサイドレール又はこれに相当する部品
ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品
ルーフサポート又はこれに相当する部品
リアウォール又はこれに相当する部品
ファイアウォール又はこれに相当する部品
バンパーーム又はこれに相当する部品

(b) フロアパン又はこれに相当する部品
部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能
を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

八七〇八・一〇 バンパー（その部分品を除く。）	八七〇八・二九 車体用プレス部品（その部分品を除く。） 扉組立て（その部分品を除く。）	生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が鑄造され、又はプレス加工されること。
八七〇八・五〇 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。） 非駆動軸（その部分品を除く。）	ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。	全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。
八項の非原産材料は、使用してはならない。	ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。	非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。

第四節 前節の規定の実施についての見直し及び協議

- 1 両締約国は、この協定の効力発生の日から七年を経過した後、利用可能な情報に基づいていざれかの締約国による要請があつた場合には、前節の規定の実施についての見直しを共同で行う。
- 2 一方の締約国は、1に規定する見直しの開始の後、他方の締約国との協議を要請することができる。ただし、次のいずれかについての証拠（事実に基づくものであり、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づくものでないもの）があることを条件とする。
 - (a) 要請を受けた締約国から要請を行つた締約国への第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の產品の輸入が、前節の規定の適用により、絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において著しく増加したこと。
 - (b) この協定の効力発生の後、調達態様の変更があつたこと（当該変更が要請を行つた締約国における直接に競合する產品の国内生産者に対して競争上の悪影響を与えた場合に限る。）。
- 3 両締約国は、事実が正確であることを立証し、及び前節の規定の実施に関連する適當な措置を特定することを目的として、協議する。当該措置は、同節の規定の適用を拡大するものとしてはならない。

4 締約国は、両締約国間でこの節の規定の適用に関する意見の相違がある場合には、第二十二章の規定による紛争解決を利用することができる。